

## 杉戸町記者発表資料

- 平成28年6月27日（月）
- 担当課 総務課
- 担当者 野口、植原、富岡
- 電話番号 0480-33-1111（内線212）

## 今年もやります、夏の朝型勤務（全職員対象）！！

～杉戸町は、『ゆう活（夏の生活スタイル変革）』を推進します～

杉戸町は、職員のワーク・ライフ・バランスの推進を目的に、下記のとおり、「朝型勤務」促進と「定時退庁」徹底を行います。

杉戸町では、職員の健康保持や業務環境、家庭環境の充実による仕事と生活の両立とゆとりをもって業務に取り組むことが、町行政全体の「質」の向上と町民サービスの向上につながるものと考えています。

そこで、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる時間を持てる、健康で豊かな生活の実現のために、新たな取組みとして、日照時間が長い夏季（7月から8月）に「朝型勤務」促進と「定時退庁」徹底を行うこととしました。

記

### ■実施概要

#### □目的

ワーク・ライフ・バランスの推進

#### □背景

- ①杉戸町では、昨年度（27年度）より本取組を実施したところ、全職員の時間外勤務時間数の合計が一昨年度（26年度）の同時期（7・8月）と比較して、約6%の削減（職員1人当たり約20分の減少）となり、一定の成果が得られました。（選挙事務従事に係る時間外勤務時間数を除く。）
- ②国（総務省）は、ワーク・ライフ・バランスの実現や長時間労働の抑制を目的とした『ゆう活（夏の生活スタイル変革）※』の積極的な取組を、地方自治体及び民間企業等へ要請しています。

#### ※『ゆう活（夏の生活スタイル変革）』

勤務終了時刻が早まることで生まれる夕方の方の時間で、生活を豊かにしていくという考え方（キャッチフレーズ）。今まで勤務時間に充てられていた“夕”方の時間に“悠々”とした自分の時間が生まれることにより一層生活を豊かにしていく。

#### □実施期間・対象

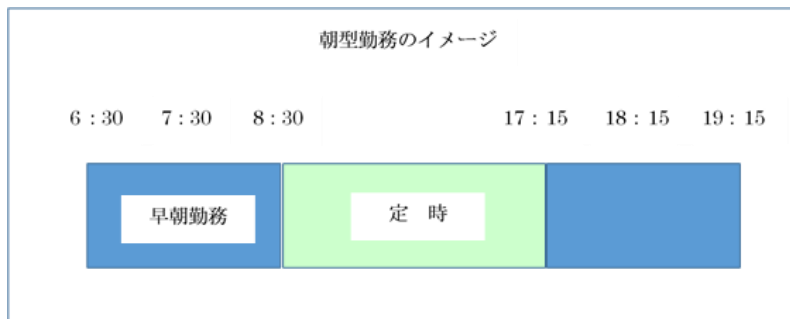
実施期間 平成28年7月1日（金）から8月31日（水）

対象 全職員 ※実施困難な場合は除く

（例）育児、介護等の理由により、朝型勤務が難しい場合  
実施により確実に町民サービスの低下につながる場合  
選挙期間中の選挙事務従事職員等

## □実施内容

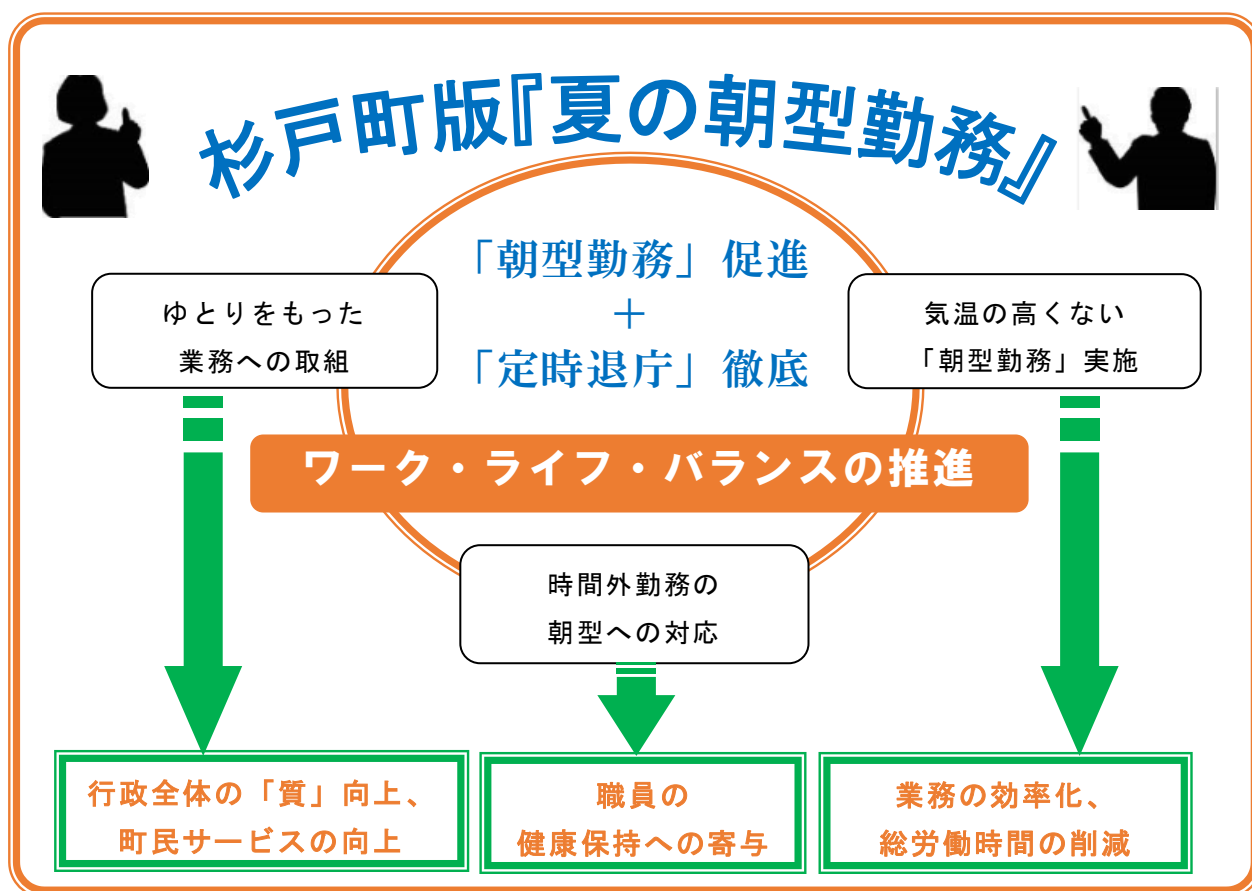
- ・勤務時間（8時30分から17時15分）は変更しません。  
時間外勤務の必要がある場合は、朝型勤務（早朝の時間外を行うもの※6時30分～8時30分）とします。
- ・原則、定時退庁とします。（時間外勤務は、最長でも19時15分までとします。）
- ・水曜日は、ノー残業デイとします。



## □効果（イメージ）

ワーク・ライフ・バランス推進のための、「朝型勤務」促進＋「定時退庁」徹底

- ① ゆとりをもった業務への取組 ⇒ 行政全体の「質」向上、町民サービスの向上
- ② 気温の高くない「朝型勤務」実施 ⇒ 職員の健康保持への寄与
- ③ 時間外勤務の朝型への対応 ⇒ 業務の効率化と、総労働時間の削減



## ■古谷町長コメント

夏季期間中に朝型勤務を実施することにより、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、職員一人一人の意識改革と組織全体の業務改善を行う契機として、町民サービスの向上に引き続き取り組んでまいります。

また、役場が率先して実施することにより、町内の各民間企業に対しましても、夏の生活スタイル変革の取組が浸透するきっかけとなって頂ければと考えております。